

発行 障害者の生活と権利を守る全国連絡協議会

〒169-0072 新宿区大久保1-1-2 富士ビル4F

TEL 03-3207-5937 FAX 03-32075938

振替00110-7-7483

編集 障害者の生活と権利を守る岡山県連絡協議会

〒700-0047 岡山市北区関西町3-11 みんなの会館内

TEL・FAX 086-254-5866 振替01240-8-3168

# 障全協新聞

## 障岡連ニュース

今号は、市長選挙立候補予定者に9月10日、公開質問状を渡し回答を求めた結果をまとめた号外です。会員のみなさん投票の際に、参考にしていただければ幸いです。

### 岡山市長選挙立候補者(9月18日現在)からの公開質問に関する回答

【回答】問1、2、4、5、6の回答は、A＝早急に制度新設・改善・復元を図る。B＝現状を維持する(今後検討することを含む)。C＝その他(当面検討しない)、問3の(4)、問7、8は、A～C回答肢を項目ごとに別に設けている。全高、回答肢は3択方式と選択した事項に関する事項

質問の柱	立候補予定者名	氏平 ながちか	くましろ昭彦	大森 まさお
1 市の施策	具体的な質問内容	質問 に関しての回答		
2 障害者総合支援法について	20政令都市中、岡山市は「心身障害者医療費助成制度」は最低水準であることについて (1) 応益負担について (2) 障害区分について (3) 最重度の人に1日24時間の支給量支給について (4) 事業所ヘルパーの待遇について (5) 「骨格提言」について (6) 岡山市独自の利用者負担軽減策および事業所援助について	「心身障害者医療費助成制度」は、国の障害者自立支援法にならって、県が受益者負担をもちこんだものでした。政令市になって、障害者・家族・関係者の運動によって一定改善されたことと認識していますが、極めて不十分です。ただちに、無料化の復元を図り、併せて、療育手帳B所持者、精神福祉手帳所持者も対象者にすることや、所得制限の緩和などの改善を図ります。 A 重度障害者が「支援法は憲法違反」と訴えたことにより、低所得者の負担は改善されましたが、応益負担は残されています。これは、障害のある方々の福祉を「自己責任」にしており、訴訟の和解で約束したことを守らず、憲法の基本的人権の保障、生存権の保障の原則に反していると考え、応益負担にします。 A 複雑な障害の状況を限られた数に区分している現状は、区分間の谷間や差別を生み出しています。支援を必要とする方の生活実態、ニーズに応じた支援計画にも基づいて支援ができるように、国に働きかけ、市独自で区分決定の際に十分障害者の生活実態を把握できるように職員を増員を図ります。 A 重度訪問介護は、市町村で介護量が決定できるメニューです。憲法の基本的人権の保障、生存権の保障の原則にのっとり、必要とされる介護量が確保できるように、即座に1日24時間支給が可能になる改善を図ります。 A 国の負担を増額し、事業所に対する報酬のあり方を抜本的に見直し、介護に従事する方が人間らしく働ける報酬を確保できるように働きかけます。また、国の改善まで、市として助成措置を行います。 A 質問状に書かれている通りだと思います。新しい障害者総合福祉法の制定が実現するよう、全力で国に働きかけたいと思います。 A 一義的には国が責任を持って行うものだと思います。しかし、応益負担が残されている不十分な面について、市として補いを実施します。	A	「障害者総合支援法」は、国の障害者自立支援法にならって、県が受益者負担をもちこんだものでした。政令市になって、障害者・家族・関係者の運動によって一定改善されたことと認識していますが、極めて不十分です。ただちに、無料化の復元を図り、併せて、療育手帳B所持者、精神福祉手帳所持者も対象者にすることや、所得制限の緩和などの改善を図ります。 A 重度障害者が「支援法は憲法違反」と訴えたことにより、低所得者の負担は改善されましたが、応益負担は残されています。これは、障害のある方々の福祉を「自己責任」にしており、訴訟の和解で約束したことを守らず、憲法の基本的人権の保障、生存権の保障の原則に反していると考え、応益負担にします。 A 複雑な障害の状況を限られた数に区分している現状は、区分間の谷間や差別を生み出しています。支援を必要とする方の生活実態、ニーズに応じた支援計画にも基づいて支援ができるように、国に働きかけ、市独自で区分決定の際に十分障害者の生活実態を把握できるように職員を増員を図ります。 A 重度訪問介護は、市町村で介護量が決定できるメニューです。憲法の基本的人権の保障、生存権の保障の原則にのっとり、必要とされる介護量が確保できるように、即座に1日24時間支給が可能になる改善を図ります。 A 国の負担を増額し、事業所に対する報酬のあり方を抜本的に見直し、介護に従事する方が人間らしく働ける報酬を確保できるように働きかけます。また、国の改善まで、市として助成措置を行います。 A 質問状に書かれている通りだと思います。新しい障害者総合福祉法の制定が実現するよう、全力で国に働きかけたいと思います。 A 一義的には国が責任を持って行うものだと思います。しかし、応益負担が残されている不十分な面について、市として補いを実施します。
3 介護保険制度について	(1) 介護保険料について (2) 介護量が不足していることについて (3) 利用者の負担について (4) 介護保険の抜本的見直しについて	A 介護保険の抜本的な見直しが必要であると考えますが、当面、国の負担比率を現行の1/4から1/2に増やし、非課税世帯からは、保険料を徴収しないように国に強く働きかけます。 A 抜本的な見直しを通して、利用者のニーズに応じた必要な介護量にすることが必要だと考えます。 A 現行制度でも、非課税世帯からの1割負担は小さくないと、使いたくても使えない介護保険を改めることはできないと考えます。 A 「回答肢にあるように福祉制度で高齢者介護を賄うべき」と考えます。	A	「障害者総合支援法」は、国の障害者自立支援法にならって、県が受益者負担をもちこんだものでした。政令市になって、障害者・家族・関係者の運動によって一定改善されたことと認識していますが、極めて不十分です。ただちに、無料化の復元を図り、併せて、療育手帳B所持者、精神福祉手帳所持者も対象者にすることや、所得制限の緩和などの改善を図ります。 A 重度障害者が「支援法は憲法違反」と訴えたことにより、低所得者の負担は改善されましたが、応益負担は残されています。これは、障害のある方々の福祉を「自己責任」にしており、訴訟の和解で約束したことを守らず、憲法の基本的人権の保障、生存権の保障の原則に反していると考え、応益負担にします。 A 複雑な障害の状況を限られた数に区分している現状は、区分間の谷間や差別を生み出しています。支援を必要とする方の生活実態、ニーズに応じた支援計画にも基づいて支援ができるように、国に働きかけ、市独自で区分決定の際に十分障害者の生活実態を把握できるように職員を増員を図ります。 A 重度訪問介護は、市町村で介護量が決定できるメニューです。憲法の基本的人権の保障、生存権の保障の原則にのっとり、必要とされる介護量が確保できるように、即座に1日24時間支給が可能になる改善を図ります。 A 国の負担を増額し、事業所に対する報酬のあり方を抜本的に見直し、介護に従事する方が人間らしく働ける報酬を確保できるように働きかけます。また、国の改善まで、市として助成措置を行います。 A 質問状に書かれている通りだと思います。新しい障害者総合福祉法の制定が実現するよう、全力で国に働きかけたいと思います。 A 一義的には国が責任を持って行うものだと思います。しかし、応益負担が残されている不十分な面について、市として補いを実施します。
4 後期高齢者医療制度について	(1) 後期高齢者医療制度について	A 高齢者を差別扱いする医療制度であり、ただちに廃止するよう国に求めます。国民健康保険に対する国庫負担を増やし、誰もが安心してかけられる医療制度にします。	A	「障害者総合支援法」は、国の障害者自立支援法にならって、県が受益者負担をもちこんだものでした。政令市になって、障害者・家族・関係者の運動によって一定改善されたことと認識していますが、極めて不十分です。ただちに、無料化の復元を図り、併せて、療育手帳B所持者、精神福祉手帳所持者も対象者にすることや、所得制限の緩和などの改善を図ります。 A 重度障害者が「支援法は憲法違反」と訴えたことにより、低所得者の負担は改善されましたが、応益負担は残されています。これは、障害のある方々の福祉を「自己責任」にしており、訴訟の和解で約束したことを守らず、憲法の基本的人権の保障、生存権の保障の原則に反していると考え、応益負担にします。 A 複雑な障害の状況を限られた数に区分している現状は、区分間の谷間や差別を生み出しています。支援を必要とする方の生活実態、ニーズに応じた支援計画にも基づいて支援ができるように、国に働きかけ、市独自で区分決定の際に十分障害者の生活実態を把握できるように職員を増員を図ります。 A 重度訪問介護は、市町村で介護量が決定できるメニューです。憲法の基本的人権の保障、生存権の保障の原則にのっとり、必要とされる介護量が確保できるように、即座に1日24時間支給が可能になる改善を図ります。 A 国の負担を増額し、事業所に対する報酬のあり方を抜本的に見直し、介護に従事する方が人間らしく働ける報酬を確保できるように働きかけます。また、国の改善まで、市として助成措置を行います。 A 質問状に書かれている通りだと思います。新しい障害者総合福祉法の制定が実現するよう、全力で国に働きかけたいと思います。 A 一義的には国が責任を持って行うものだと思います。しかし、応益負担が残されている不十分な面について、市として補いを実施します。

